

過剰米対策基金の管理方法の変更について（お知らせ）

平成24年1月26日付け農林水産省指令第5550号にて、集荷円滑化対策業務規程（資金の管理）第8条の一部変更が、下記のとおり認可されましたのでお知らせします。

記

<新規>

附則の3：機構は、生産局長の承認を受けて、第8条に掲げる方法のほか、資金を預託により管理することができる。

<参考>

（資金の管理）

第8条 機構は、資金を次に掲げる方法により管理するものとする。

ア 銀行、農林中央金庫への預金

イ 郵便貯金

ウ 国債、地方債、政府保証債又は銀行若しくは農林中央金庫が発行する債券その他農林水産省総合食料局長が指定する有価証券の取得

エ 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

オ ウにより取得した有価証券の信託業務を営む銀行又は信託会社への委託
以上